

令和元年8月8日開催

第 11 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第11回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月8日(木) 午前10時00分
2. 開催場所 新ひだか町コミュニティセンター 1階娯楽室
3. 出席委員 10 人 (欠席委員

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	美幸	出
3	番	中	村	トク	出
4	番	西	村	和夫	出
5	番	岡	田	猛	出
6	番	安	田	悦郎	出
7	番	土	居	正広	出
8	番	前	谷	武志	出
9	番	野	表	篤夫	出
10	番	金	森	靖一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 久保稔
主幹 二本柳浩一
主幹 神谷貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第4号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和元年8月8日招集、第11回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。 なお本日の欠席者は、ありません。 以上により、定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。 総会の開会にあたり、金森会長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>挨拶</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、8番前谷委員、9番野表委員をお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを議題といたします。 事務局より報告第1号1番について、議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。件数は1件です。議案書をもとに説明します。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第1号1番をもとに朗読】</p> <p>順位1番ですが、申請地は宅地として利用されていましたが空き家となっていた家屋を解体し、周囲の農地と一体化して利用されているため、これを地目変更し、貸し付けするため農地にするべく申請が出されております。 昨日、現況調査を地区担当委員に行っていたが、営農作付けできるように建物が撤去されており、農地として利用されていることから、農地である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
<p>9番</p>	<p>報告第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>採決いたします。報告第1号1番について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申</p>

	<p>請については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>順位1番は、経営移譲により親の農地を借り受けるものです。 なお、経営面積・従事日数など農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
9番	<p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。</p>
議長	<p>次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	<p>【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】</p>
	<p>順位1番ですが、こちらは経営移譲したため、引き続き農地を借り受けたいものです。なお、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
9番	<p>議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第2号1番について、許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第2号1番については、許可相当と決定といたします。</p>
議長	<p>次に議案第3号、農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についての変更を議案といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域については1件です。</p>
事務局	<p>【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>順位1番ですが、農振農用地区域内の該当地に厩舎を建築することから用途変更の願いが出されております。該当箇所は宅地と農地の両方に係っており、農地の部</p>

分に関しての用途変更となります。農地部分の面積が200㎡未満のため、農地法第5条の転用案件には非該当となります。

昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、用途変更について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

6番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番について、適当であると決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番について、適当であるとの決定をし町長への意見とします。

議長 ここで、事務局から追加議案の申請がありましたので、これを許可し、順位2番とし議案といたします。

事務局 それでは、順位2番の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更についてです。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、軽種馬の増加に伴い厩舎の建設を行うものでありますが、農振農用区域内であることから用途変更の願いが出されております。の願いが出されております。なお建設面積が200㎡未満のため、農地法第5条の転用案件には非該当となります。

昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、用途変更について適当であるとの意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番について、適当であるとの決定をし町長への意見とします。

議長 次に議案第4号、現況証明下附願いに対する発給についてを議案といたします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については2件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番ですが、申請地は宅地と道路敷地に隣接した市街化区域内の農地であり、今後宅地化されていく見込みのある場所です。この度、地目整理を行い処分するために非農地とするべく申請が出されたものです。

昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたいただき、今後営農作付けする見込み

がなく、宅地化が進む見込みがある場所であることから非農地である旨の意見をいただいております。ある旨の意見をいただいております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に、事務局より議案第4号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位2番ですが、申請地はすでに倉庫や、取り付け道路が敷設されており、農用地区域から除外されている農地です。この度、地目整理を行い処分するために非農地とするべく申請が出されたものです。

昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたが、すでに倉庫が建っており、今後営農作付けする見込みがないことから非農地である旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 ここで、事務局から追加議案の申請がありましたので、これを許可し、議案第5号農地法第5条の規定による許可後の変更についてを議案といたします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可後の変更についてです。

事務局 【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番は、本年4月26日付けで北海道知事より許認可されている砂利採取に係る第5条転用の案件です。これまで計画通り進めてきておりましたが、周囲の軽種馬農家からダンプカーの出入りの騒音等の苦情が入りまして、運搬路の変更及び表土置き場の敷設替えが必要となり、この度変更承認申請が出されております。

昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたが、当変更はやむをえない変更であるとの意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

<p>8番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号1番については、許可相当として決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号1番については許可相当と決定し、北海道へ進達することと決定しました。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第11回総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時刻 午前10時30分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>令和元年8月8日(議事録調整日 令和元年10月31日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p>